

V 個別目標の展開

基本目標 1

一人ひとりに支援が行き届き、誰もが自分らしく安心して暮らせるまち

【個別目標 1】 支援が必要な人たちを把握し、適切な支援につなげます

《現状と課題》

- 世帯構造の変化や地域における人間関係の希薄化、雇用環境の変化などから社会的に孤立している人が増えており、福祉に関する情報等を得られていない人は少なくないと見込まれます。
- 他方で、個人情報保護やプライバシーを重視する風潮が強まっており、日常生活・地域生活に課題を抱えた人の発見も難しくなっています。
- 専門職を対象とした調査の結果によると、発見しづらい課題として、ダブルケア、虐待、生活困窮など複合ニーズをもったケースが挙げられています。また、家族の在り方や地域の人間関係の変化が、課題の発見を遅らせているとの意見も挙がっています。
- 重篤な事態に至らないよう、個人情報を保護しつつも、地域における情報収集・共有を図り、潜在的な支援ニーズを早期に発見・把握し、必要な支援につないでいく体制を充実させる必要があります。

《取り組み方針》

- アウトリーチ*の強化や見守りのネットワークを充実させ、支援を必要とする人を早期に把握し、適切なサービス利用につなげます。また、誰もが住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、各種支援制度の充実を図ります。

* 【アウトリーチ】：保健福祉の専門職等が地域に出て、潜在的な利用希望者等に会い、必要なサービス利用を実現させる取り組み。

《主な取り組み》

①各種訪問相談を実施し、アウトリーチの強化に努めます。

取り組み例	担当課
・生活習慣病予防や介護予防に向けて、特定健康診査・長寿健康診査の有所見者や低栄養該当者への訪問指導を強化します。	健康づくり推進課
・支援が必要な高齢者・家族の把握に向けて、地域で構築したネットワークの活用や、高齢者世帯への個別訪問等を行います。	高齢福祉課
・妊娠届出時における全妊婦との面接やおおむね生後4か月までの乳児家庭の訪問等を通じ、実態の把握と早期支援を実施します。	すくすく子育て課

②見守りのネットワークを充実させ、支援を必要とする人を見逃さないよう努めます。

取り組み例	担当課
・民生委員・児童委員が、高齢の方や子ども等の生活実態を把握し、市民に身近な相談相手として、見守り活動に努めます。	健康福祉総務課
・高齢者の問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア等、関係者のネットワークを構築します。 ・コンビニエンスストア、配食業者、宅配事業者等市内の事業者に「地域の見守りと安心できるまちづくりに関する協定」の締結を呼びかけ、高齢者や子ども等の見守りを行います。	高齢福祉課

【その他関連する取り組み例】

- 民生委員・児童委員による声かけ訪問調査※（健康福祉総務課）
- 地区社協のボランティアによる高齢者の見守り活動の支援（高齢福祉課）

※ 【声かけ訪問調査】：70歳以上の一人暮らしの高齢の方などを対象に民生委員・児童委員が訪問し、生活状況などを確認する訪問調査。

③誰もが住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう各種自立支援策を推進します。

取り組み例	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・一般企業への就職を希望する障がい者の支援に向けて、個別支援計画に基づき、作業訓練や就職に必要なプログラム等を行います。 ・障がいのある方の社会参加及び生活圏の拡大、通院等の支援を図るために、福祉タクシー券や福祉車両券の配布等により、移動の支援を行います。 	障がい福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等の自立に向け、資格取得や教育訓練に向けた講座の受講者への給付金支給等により、就労の促進を図ります。 	こども総務課
<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給世帯の早期の自立に向け、ハローワークとの連携や就労支援員の活用等による就労支援を実施します。 	生活援護課

【その他関連する取り組み例】

- 中国残留邦人等に対する支援（健康福祉総務課）

④生活困窮者自立支援法に基づく各種支援について、関係機関と連携を図りながら進めます。

取り組み例	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度に基づき、生活全般にわたり困りごとや不安を抱えている人に対し、支援プランの作成や住居確保給付金の支給等を行うほか、個別の状況に応じて、関係機関との連携も含めてきめ細かな支援を行います。 ・生活困窮者自立支援事業を実施するにあたり、庁内の連携体制を整備し、生活困窮者の自立促進のための支援を実施するため、庁内連絡会を開催します。 	生活援護課

《成果を計る主な指標》

成果指標	担当課	実績値 2017年度	中間目標値 2021年度	最終目標値 2023年度
乳児家庭全戸訪問事業による訪問率	すくすく子育て課	99.6%	100%	100%
「地域の見守りと安心できるまちづくりに関する協定」の締結事業者数（累計）	高齢福祉課	19 事業所	25 事業所	27 事業所
生活困窮者自立支援事業の支援実施回数(延べ)	生活援護課	2,356 回	2,400 回	2,500 回

【個別目標 2】 相談体制を整え情報提供を充実します

《現状と課題》

- 全国的に、少子高齢化や世帯構成の変化等を背景として、障がい者の高齢化、障がい者や高齢者の生活困窮等のような複合的な課題が増加しています。他方で、介護する家族に注目すると、障がい者の家族の高齢化、ダブルケア、ヤングケアラー[※]等の問題が顕在化しています。このような介護される側、介護する側の両方の課題が組み合わさるケースも少なくなく、支援が必要な人の生活課題の多様化、複雑化が進んでいます。
- 従来の相談支援は、対象者別の福祉制度に沿った専門的な相談支援が中心でしたが、このようなことから、従来の相談支援だけで対応することが困難なケースが増加していると言われています。
- 一般市民を対象とした調査の結果によると、生活費や経済的な悩みについて「相談先がない、わからない」が6.3%、「相談しない」が15.5%となっています。他の悩みごとに関しても「相談先がない、わからない」「相談しない」という人が少なからずみられます。支援を必要とする人に適切な支援・サービスを提供していくため、相談窓口の周知を図るほか、制度利用者の目的に対応した専門的な相談支援体制、身近なところで制度の枠を越えて相談できる体制の整備を通じて相談支援の質を高め、市民にとってより利用しやすく、より納得が得られる相談支援体制を構築していくことが求められます。

《取り組み方針》

- 福祉サービスの情報を適切に入手できる仕組みづくりや、住民に身近な圏域で相談できる場づくりなど地域住民が安心して相談しやすい体制を整えます。

[※]【ヤングケアラー】：慢性的な病気や障がい等を持つ親、祖父母、兄弟等をケアし、また、過度に家事を負担する18歳未満の子ども。

《主な取り組み》

①地域住民に身近な圏域での相談や電話による相談など、利用しやすい体制を整えます。

取り組み例	担当課
・地域包括支援センターや在宅介護支援センター [※] では、高齢者に必要な支援を提供できるよう、訪問や電話、来所面接での相談支援を行います。また、緊急時には 24 時間対応を行い、安心・安全な暮らしを支えます。	高齢福祉課
・障がいのある方やその家族の方から様々な不安や悩みなどの相談を、各地域で「いつでも相談できる、身近な相談窓口」という理念のもと、市内 4 事業所の専門の相談員が対応することにより、地域で安心して豊かな生活を送ることができるよう支援します。	障がい福祉課
・市民が緊急時に相談できるよう、365 日・24 時間体制で看護師や保健師等の専門職による電話相談を実施し、健康、医療、介護、育児、メンタルヘルス等多様な内容の相談支援、医療機関の情報提供等を行えるようにします。	健康づくり推進課

【その他関連する取り組み例】

- 地域活動支援センター「コンパス」での相談（障がい福祉課）
- 個別、地区、職域や教室での健康相談（健康づくり推進課）

②専門的な相談から総合的な相談までできる質の高い相談体制を整えます。

取り組み例	担当課
・ひとり暮らしや夫婦、兄弟姉妹のみで暮らす高齢の方等が、自身の葬儀・納骨についての不安を抱えることなく安心感をもって過ごしていただくことを目的として、葬儀などの段取りのほか、死亡の事実などの情報を必要な人に連絡する仕組みを提供するなどの相談支援体制を整えます。	健康福祉総務課
・こころの健康相談として、自殺予防に向けた相談専用電話の開設や、保健師による「うつ病」などの精神疾患に関する面接相談を実施します。	障がい福祉課
・子育て、子育てを支援するため、市内認可保育施設等における地域の子育て相談を支援するとともに、屋内こども広場や子育て支援施設でも保育士による子育て相談を実施します。また保育が必要な場合に、預け先などの相談を専門に行う保育コンシェルジュが支援します。	ほいく課
・母子・父子自立支援員が、生活全般の様々な相談を受け、他の機関と連携しながらひとり親家庭の自立を支援します。	こども総務課
・「子育て何でも相談・応援センター」では、妊娠を考えたときから妊娠・出産・育児に関する様々な相談に、専任の保健師や相談員が応じることで、妊娠・出産・子育て期にわたり切れ目のない支援を行います。	すくすく子育て課
・相談の質を高めるため、各種研修や情報共有等を通じ、相談員を育成します。	関係課

[※]【在宅介護支援センター】：地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるように行政、サービス提供事業者、居宅介護支援事業所等との連絡調整等を行う機関。社会福祉士・看護師などの専門職員が在宅介護などに関する総合的な相談に応じる。

【その他関連する取り組み例】

- 介護保険に関する相談（介護保険課）
- 子どもの発達に関する相談（すくすく子育て課）
- 子育て支援センターでの子育てに関する相談（こども総務課）
- 生活支援や配偶者等による暴力の相談（生活援護課）

③福祉に関する情報を広く地域住民に届けます。

取り組み例	担当課
・民生委員・児童委員を通じて、福祉課題に関する講演会の開催や市民に身近で役立つ福祉情報の周知を図ります。	健康福祉総務課
・個別案内に加え、ガイドブックやマップ等の作成、医療・福祉施設、商業施設等との連携、電子媒体による広報など、市民のニーズを捉えた多様な方法によって福祉に関する情報を届けます。	関係課

《成果を計る主な指標》

成果指標	担当課	実績値 2017年度	中間目標値 2021年度	最終目標値 2023年度
やまと24時間健康相談における入電件数	健康づくり推進課	18,068件	18,500件	18,500件
屋内子ども広場及び子育て支援施設での子育て相談件数	ほいく課	699件	1,162件	1,375件
ひとり親家庭等からの相談件数	こども総務課	1,524件	1,500件	1,500件
子育てサロン案内「ほっとする空間」の配架箇所数	健康福祉総務課	95箇所	105箇所	110箇所

【個別目標3】 包括的な支援体制を整えます

《現状と課題》

- 高齢者保健福祉、障がい者福祉、児童福祉、子ども・子育て支援、医療等の施策や制度がそれぞれに構築され、改善が図られてきました。その一方で、各制度のはざまに関する問題、各制度にまたがる問題が顕在化してきました。
- この様な問題への対応として、平成29年（2017年）の介護保険法と障害者総合支援法の改正により、共生型サービス*がはじまりました。同一の事業所で一体的に介護保険と障がい福祉のサービスが受けられるようになることから、サービス利用者や介護する家族の利便性の向上も見込まれます。
- 社会福祉法人を対象とした調査の結果によると、対応が困難な課題としては「制度のはざまの問題」が最も多く挙げられ、このほか「生活困窮など分野を横断する問題」も少なからず挙げられています。福祉的な課題を抱えている人の中には、複数の福祉課題を抱えている人が多くいることから、一つの機関だけで対応にあたる場合には、困難が生じる場合も少なくありません。
- 自治会、民生委員・児童委員、地区社協、社会福祉法人、専門職のいずれの調査結果においても、今後、協力等を求めたい相手先を複数挙げており、連携の重要性の認識が表れています。複数の福祉課題を抱えている人を含めて、必要な支援を包括的・継続的に提供できるよう、フォーマル、インフォーマル*を問わず様々な機関、職種、担い手が連携して支援していく、包括的なケアマネジメントが求められています。

《取り組み方針》

- 何らかの福祉的な課題を抱えている人の日常生活全般について、保健福祉をはじめとした必要な関係分野との連携により包括的に支援ができるよう支援体制を整えます。
- 分野を超えた包括的な支援体制の検討を行います。

*【共生型サービス】：同一の事業所で一体的に介護保険と障がい福祉のサービスを提供する取り組み。

*【フォーマル】【インフォーマル】：フォーマルは制度等を表わす。フォーマルケアやフォーマルサービスは公的機関や専門職等による制度に基づく支援やサービスを、一方、インフォーマルケア・インフォーマルサービスは、住民やボランティア等による身近な支援やサービスをいう。

《主な取り組み》

①支援を必要とする人やその家族の状況を把握しながら、切れ目のない適切なサービスを提供します。

取り組み例	担当課
・各世帯の課題の状況に応じた解決策を講じるため、関係各機関と連携してカンファレンス [※] 等を実施し、その結果も含め支援計画を策定するなどし、計画的に必要な支援を実施します。	高齢福祉課 障がい福祉課 すくすく子育て課 健康づくり推進課 生活援護課
・介護保険サービスの質の向上及び量の確保をはかるとともに、給付適正化の取り組みを強化するなどして、介護保険制度の円滑な運営に努めます。	介護保険課
・介護保険サービス、障害福祉サービスの利用者及び家族のサービス利用の利便性向上のため、市内の事業者を対象に共生型サービスの制度周知を図ります。	介護保険課 障がい福祉課

②分野横断的な課題等にも対応ができるよう、関係機関等との連絡会議を開催し、情報共有・連携の強化を図ります。

取り組み例	担当課
・介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくため、医療・介護等の専門職、民生委員・児童委員、自治会長、NPO 法人、社会福祉法人等地域の関係者の参加のもとに、地域ケア会議において情報共有を図るとともに、必要な連携を推進します。	高齢福祉課 介護保険課 健康づくり推進課
・在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域のケアマネジャー [※] と関係機関の間の連携を支援します。	介護保険課
・ケアマネジャーの質の向上と適正な業務の確保に向けて、居宅介護事業所、地域包括支援センター、在宅介護支援センターのケアマネジャー等が参加するケアマネジャー連絡会議を開催し、情報共有を図ります。	介護保険課
・障がいのある方が、住み慣れた地域で自立した社会生活を営み、安心して暮らすことができるよう、行政、学校関係、事業者など障がい福祉の関係機関で構成される障害者自立支援協議会において、各種地域課題を共有します。	障がい福祉課
・虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、市、児童相談所、警察などの関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会において、代表者会議、実務者会議の開催に加えて、必要に応じて個別ケース検討会議等を開催し、情報や支援方針を共有します。	すくすく子育て課

※【カンファレンス】：医療、介護、福祉の現場でよりよいサービス提供のために情報の共有や共通理解を図り、問題の解決を検討する会議。

※【ケアマネジャー】：介護支援専門員。要介護者等からの相談を受け、その心身の状況等に応じた適切なサービスを利用できるよう関係機関との連絡調整等を行う者。

取り組み例	担当課
・地域育児講座や育児相談など地域育児センター※事業を行っている認可保育所の育児支援担当保育士が集まり、情報共有を行います。また、地域の民生委員・児童委員や自主サークルと市の関係機関が情報共有を行い、地域全体の保育力を高めます。	ほいく課

【その他関連する取り組み例】

- 包括・在宅ケア会議の開催（高齢福祉課）

《成果を計る主な指標》

成果指標	担当課	実績値 2017年度	中間目標値 2021年度	最終目標値 2023年度
個別支援会議の開催回数 ※関連する個別目標 個別目標4 主な取り組み①（P49 参照）	すくすく子育て課	114回	120回	120回
市指定事業所の実地指導件数割合	介護保険課	33.3%	33.3%	33.3%
地域ケア会議の開催回数	高齢福祉課	70回	72回	72回
ケアマネジャーへの支援件数	高齢福祉課	2,479件	3,071件	3,400件

※【地域育児センター】：子育て支援事業の一環として、市内各地域の保育所など、気軽に子育ての相談が行える地域の拠点。

【個別目標 4】 権利擁護の仕組みづくりを推進します

《現状と課題》

- 高齢者、障がい者、子ども等への虐待や、障がい者への差別は依然として社会問題となっています。児童虐待防止法^{*}、高齢者虐待防止法^{*}、障害者虐待防止法^{*}、障害者差別解消法^{*}が施行されてきましたが、厚生労働省の調査によると、平成28年度（2016年度）の全国の児童相談所の児童虐待対応件数は過去最高を更新し、平成28年度（2016年度）の全国の高齢者虐待件数、障がい者虐待件数（養護者による）も前年度比で増加しています。
- 専門職を対象とした調査の結果によると、発見しづらい課題の一つとして「虐待」が挙げられていることから、表面化していないケースも少なくないの見込まれます。
- 他方で、一般市民を対象とした調査の結果によると、虐待に気づいた時に取る対応として、「特に何もしない」は1.4%にとどまっており、「市役所（保健福祉センター）に連絡する」等、公的機関等に連絡・相談する人が多数にのぼっています。
- 虐待等の防止に向けて、市民・団体・事業所等の更なる理解促進を図るとともに、虐待等の実態把握に努めていくことが求められます。
- 認知症、知的障がい、精神障がい等により財産の管理や日常生活等に支障がある方を社会全体で支えるための成年後見制度はこれまで十分に活用されていませんでした。高齢化の進行に伴い、成年後見制度の重要性は今後一層高まることから、平成28年（2016年）に成年後見制度利用促進法が施行され、成年後見制度の利用促進が進められています。
- 当事者団体を対象とした調査の結果によると、成年後見制度について「詳しく知りたい」という声が挙げられており、制度の周知を図るとともに、財産管理や日常生活を地域社会で支援する体制を整備・強化することが求められています。
- 市民を対象とした調査の結果によると、成年後見制度の「内容をよく知っている」人は2割に満たない状況でした。現在、成年後見制度の対象となる人に限らず、広く市民全体に周知を図っていく必要があります。

《取り組み方針》

- 高齢者、障がい者、子ども等への虐待や暴力の防止に努めるとともに、成年後見制度など判断能力が不十分な状態にある方への支援制度の充実や地域における成年後見制度利用促進体制整備の推進を図ります。また、権利擁護意識の普及啓発を推進します。

^{*} 【児童虐待防止法】：児童虐待の防止等に関する法律（平成12年（2000年）施行）

^{*} 【高齢者虐待防止法】：高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成18年（2006年）施行）

^{*} 【障害者虐待防止法】：障害者虐待の防止・障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成24年（2012年）施行）

^{*} 【障害者差別解消法】：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年（2016年）施行）

《主な取り組み》

①相談支援の強化や問題を早期に共有できるネットワークづくりを進め、高齢者、障がい者、子ども等への虐待防止に取り組みます。

取り組み例	担当課
・障がい者への虐待防止、早期発見・早期対応に向け、大和市障害者自立支援センター内に虐待防止センターを設置し、通報の受理及び相談・指導、啓発等を行います。	障がい福祉課
・児童虐待の防止に向け、児童の様々な問題の相談に応じ、必要な支援を行います。また、虐待のおそれがある家庭や養育に問題のある家庭に対し、ヘルパー等を派遣します。	すくすく子育て課
・虐待の未然防止や早期発見、適切な支援に向け、地域の関係機関のネットワークを構築します。 ・関係機関とのケース会議を実施し、専門職との連携を図りながら虐待を受けた人の生命の安全の確保と虐待を行った人への支援を実施します。	高齢福祉課 介護保険課 障がい福祉課 すくすく子育て課

【その他関連する取り組み例】

○大和市権利擁護マニュアルによる高齢者虐待の理解促進（高齢福祉課）

②法人後見や市民後見等の仕組みづくりや市長申立等の利用補助を行うとともに、成年後見制度利用促進基本方針に沿って、成年後見制度の普及促進を図ります。

取り組み例	担当課
・成年後見制度の利用促進に向けて、市民後見人を養成し活動を支援するとともに、市社協による法人後見事業 [※] を支援します。 また、地域における連携ネットワークや中核機関の機能整備を検討するとともに、既存の地域資源の活用や福祉施策との連携、また、成年後見制度の利用に関する基本計画の整備のために、庁内関係課、市社協、及び外部の関係機関と連携します。	健康福祉総務課
・成年後見制度の利用に当たって、本人や親族ともに申立てが難しい場合に、市長が申立てを行い、制度を利用できるように支援します。	高齢福祉課 障がい福祉課
・成年後見制度の利用が必要な高齢者や障がい者に、成年後見制度の申立てに係る経費及び後見人の報酬を助成します。	高齢福祉課 障がい福祉課
・市社協で実施している福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス及び書類管理サービスに対する助成を行います。	障がい福祉課

*【法人後見事業】：社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人、保佐人、補助人となって判断能力が欠けている等の理由で成年後見制度が必要な人の財産保全、身上監護を行う事業。

③権利擁護の意識を高めるため、普及啓発に努めます。

取り組み例	担当課
・市民の権利擁護意識を高め、また、成年後見制度の理解促進を図るため、成年後見制度に関する講演等、普及啓発を行います。	健康福祉総務課 高齢福祉課 障がい福祉課
・共生社会の実現に向けて障がい者差別の解消を図るため、広く市民に向けて講演会等の普及啓発を行います。	障がい福祉課
・障がい者差別の解消に向け、市の施設及び事業において合理的配慮 [※] を提供します。	関係課

【その他関連する取り組み例】

- 大和市権利擁護マニュアルによる成年後見制度の理解促進（高齢福祉課）

《成果を計る主な指標》

成果指標	担当課	実績値 2017年度	中間目標値 2021年度	最終目標値 2023年度
市民後見人バンク登録者数（累計）	健康福祉総務課		5人	10人
成年後見制度講演会受講者数	高齢福祉課	61人	100人	100人

※【合理的配慮】：障がい者から日常生活や社会生活上の障壁の除去が必要であるとの意思が表明された場合、過度な負担にならない限り、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を提供することが自治体には義務付けられている。例えば、車いすの方への手助けや、筆談や読み上げによる対応などがあげられる。

基本目標 2

一人ひとりが地域に関心をもち、お互いに支えあうまち

【個別目標 5】 福祉への理解と関心を高めます

《現状と課題》

- 地域共生社会の実現に向け、誰もが安心して暮らせるまちづくりには、市民相互の助け合いや支え合いの活動が不可欠となっています。
- 市民を対象とした調査の結果によると、地域で助け合いを進めていくことについて、「市民一人ひとりが、協力できることをする方がよい」や「個人では難しいので、地域の団体などが中心になって取り組む方がよい」と考える人がそれぞれ3割台となっています。一方で「福祉は行政の仕事なので、行政が行う方がよい」と考える人は約1割にとどまっています。行政を中心に考える人よりも、市民の協力や団体活動等を中心に考える人が多くなっていることから、地域における助け合い・支え合いに対する理解は広がっていると考えられます。このような理解が具体的な行動・活動につながっていくよう、市民・団体・事業所等の理解・関心を継続的に高めていくことが必要です。

《取り組み方針》

- 地域住民一人ひとりが地域でお互いに支え合う意識を高めることができるよう、福祉に関する教育や啓発を継続的に実施します。

《主な取り組み》

①福祉課題に関する講演会やキャンペーン等を実施し、広く福祉を啓発します。

取り組み例	担当課
・市民に広く福祉を啓発するため、福祉分野で貢献した方の表彰や福祉に関する講演等を行う「福祉の日」の集いを開催します。 ・犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、非行予防や罪を犯した人の立ち直りに関する講演や街頭キャンペーン等の普及啓発を行います。	健康福祉総務課
・市民が認知症の人へ理解を深め、認知症になっても安心して暮らせる、支え合うまちづくりを目指し、講演会の実施等により、認知症やその予防について正しい知識を学ぶ機会を提供します。 ・認知症について正しく理解し、認知症高齢者やその家族を見守り、支援する地域社会をつくるため、民間企業や学校等で「認知症サポーター養成講座」を実施します。	高齢福祉課
・自殺の現状や背景など自殺対策への市民の理解を深めるため、自殺対策講演会等を実施します。	障がい福祉課

②福祉の心が培われるよう、学校等と連携し、体験や交流を通じた福祉教育の推進に取り組みます。

取り組み例	担当課
・障がい者スポーツの体験や選手との対話を通じて、児童・生徒の福祉への理解と関心を高めることを目的に、学校との連携により「車いすバスケットボール体験講座」を実施します。	健康福祉総務課
・中高生を対象に、高齢の方や障がいのある方、子ども等とのふれあいを通じ、思いやりの心を育むことを目的として、社会福祉施設での体験学習を実施します。	
・福祉の心の育成や社会福祉に対する理解と関心を高めることを目的に、学校との連携により各種講演会を開催します。	
・市民まつり等の多くの人が集まる機会を捉え、福祉の啓発活動を行い、親子間や友人間での福祉に対する理解と関心を高める機会を提供します。	

③社会福祉法人による地域間交流の促進等の取り組みを支援します。

取り組み例	担当課
・社会福祉法人の地域貢献を促進するため、社会福祉法人が策定する社会福祉充実計画 [※] を審議します。	健康福祉総務課
・市社協が推進する市内社会福祉法人のネットワーク構築の取り組みを支援します。	
・旧地域作業所 [※] や障がい者に対する理解の促進を図るため、障がい者地域作業所展示即売会を実施し、障がい者の就労移行支援 [※] 、就労継続事業所 [※] 等の活動内容の紹介、展示販売を行います。	障がい福祉課
・社会福祉法人が行う地域交流事業への協力支援を行います。	関係課

《成果を計る主な指標》

成果指標	担当課	実績値 2017年度	中間目標値 2021年度	最終目標値 2023年度
自殺対策講演会受講者数	障がい福祉課	67人	80人	80人
車いすバスケットボール体験講座実施により、生徒の福祉への理解と関心を高めることができたと回答した学校の割合	健康福祉総務課		60%	90%

※【社会福祉充実計画】：社会福祉法人が保有する財産のうち、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除してもなお一定の財産が生じる場合に、社会福祉充実財産を明らかにした上で計画的に社会福祉事業等に再投資を行うための計画。

※【地域作業所】：在宅の障がい者が地域で自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、創作的活動・生産活動等を行う通所施設。

※【就労移行支援】：一般就労（企業・事業所での就労）等を希望する障がい者に、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じて適性に合った職場への就労支援を行う職業訓練。

※【就労継続事業所】：一般の事業所での雇用が困難な障がい者に対し、就労機会の提供や生産活動機会の提供、就労に必要な訓練等の支援を行う事業所。

【個別目標 6】 福祉活動の担い手を育成し活動を支援します

《現状と課題》

- 全国的に、高齢化に伴って福祉活動の従来を中心的な担い手も高齢化し、また固定化する一方で、女性や高齢の方の就業者の増加に伴い、地域における担い手の確保はますます困難になっていると言われてしています。
- 市民を対象とした調査の結果によると、災害時の手助けや安否確認の声かけのニーズがあるほか、子どもの預かりや外出支援等、生活上の困りごとに対する潜在的なニーズもあることがわかりました。その一方、地域の人が困っていた場合にできる手助けとして、「災害時の手助け」「安否確認の声かけや見守り」を挙げた人が3割以上、「話し相手や相談相手」「ちょっとした買い物やごみ出し、草刈り」を挙げた人も2割以上います。こうしたことから、市民の共助意識の実現を促進していく仕組みづくりが求められます。
- 障がいのある方、子育て中の方など、それぞれに同じ悩みを抱えている人がいます。そのような人の負担を軽減したり、悩みを一人で抱え込んでしまわないよう、地域の中で顔の見える関係をつくる必要があります。

《取り組み方針》

- 今後進展が予想される人口減少・少子高齢化に備え、地域で支え合う力を高めるため、地域福祉を推進する担い手の確保・育成に努めます。
- 住民主体による相談支援力の向上を支援します。

《主な取り組み》

①市民ボランティアの育成や社会福祉協議会の活動支援を行います。

取り組み例	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協が行う世代間交流や子育て支援など地域のつながりを推進する活動の支援を行います。 ・市民ボランティアの育成、活動支援に向けて、市社協が運営するボランティアセンターの運営支援を行います。 	健康福祉総務課
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防と認知症に関する普及啓発および、地域における自発的な介護予防活動の支援を目的として介護予防サポーターの養成を行います。 ・市内 11 地区の地区社協の育成・活動支援を目的として「ふれあいネットワーク事業」を実施し、高齢者の見守りやサロン運営、生活支援等の活動を行う地域ボランティアの育成や活動を支援します。 ・認知症サポーターを対象に、認知症への理解をさらに深め、地域で活動できるサポーターとなることを目指し、「認知症サポーター育成ステップアップ講座」を実施します。 	高齢福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが心に悩みを抱えている人に早期に気付き、行政の窓口や相談機関への橋渡しを支援する方法を学ぶため、「こころサポーター（ゲートキーパー）」の養成を行います。 	障がい福祉課

取り組み例	担当課
・障がいの主な特性や障がいのある方への必要な配慮などを理解し、日常生活において障がいのある方が困っている時などに、ちょっとした手助け等を実践する「あいサポート」を養成します。	障がい福祉課

【その他関連する取り組み例】

- 子育てボランティアの育成（健康福祉総務課、こども総務課）

②市民や地域の活動団体等と連携し、誰もが地域で暮らしやすい仕組みづくりを支援します。

取り組み例	担当課
・福祉有償運送 [※] の適正な運営を確保し、公共の福祉の増進を図るため、事業者、利用者等で構成する福祉有償運送運営協議会を運営します。	健康福祉総務課
・高齢者の日常生活の支援を行う体制を充実させるため、様々な実施主体による見守りや支え合い活動等を行う第三層の活動も伴う「協議体」の設置を進めるとともに、資源開発やネットワークの構築など、協議体の活動の中核的な役割を担う「地域支え合い推進員」の配置を行います。	高齢福祉課
・NPO法人との協働により外出介助を実施し、移動に制約のある高齢者や障がい者の外出支援を行います。	障がい福祉課
・育児を援助したい市民と育児の援助を受けたい市民とを地域でマッチング支援するファミリーサポートセンター事業をNPO法人に委託して運営します。	すくすく子育て課

③当事者団体の活動支援を行い、同じ悩みを抱えた人同士の情報交換や地域との交流を図ります。

取り組み例	担当課
・認知症当事者や介護者の悩みを軽減するため、当事者同士、介護者同士で気軽に語り合う交流会等を開催して支援します。	高齢福祉課
・障がい者と同じ立場で共感的な支援を行えるように、大和市中心身障害児者福祉団体連合会の会員を相談員としてピア相談 [※] を実施します。	障がい福祉課
・母子寡婦の情報交換・交流を支援するため、母子寡婦福祉会への支援を行います。	こども総務課

※【福祉有償運送】：一人で公共交通機関を利用することが困難な障がい者や高齢者等を対象としたドア・ツー・ドアの有償移送サービス。

※【ピア相談】：障がい者本人やその家族自身が相談員となって、同じような環境や悩み経験を活かして、困りごとの相談に応じる。

《成果を計る主な指標》

成果指標	担当課	実績値 2017年度	中間目標値 2021年度	最終目標値 2023年度
認知症サポーター養成講座受講者数(累計)	高齢福祉課	12,079人	24,079人	30,079人
認知症サポーター育成ステップアップ講座 受講者数(累計)	高齢福祉課	78人	398人	558人
こころサポーター養成講座受講者数(累計)	障がい福祉課	927人	1,827人	2,287人
あいサポーター養成講座受講者数(累計)	障がい福祉課		495人	825人
支援会員数(ファミリーサポートセンター事業)	すくすく子育て課	137人	149人	167人

【個別目標 7】 気軽に集える居場所や社会参加の場をつくります

《現状と課題》

- 世帯構造の変化や地域における人間関係の希薄化が進んでおり、社会的な孤立、引きこもり等が社会問題となっています。社会的な孤立や引きこもり等の増加は、必要な支援の発見を遅らせる要因として、また、フレイル*や要介護者を増加させる要因として懸念されています。
- 自治会、民生委員・児童委員、地区社協を対象とした調査の結果によると、いずれの調査においても地域の問題点として「住民同士のつながりが希薄である」が多く挙げられており、地域コミュニティの再構築が重要となっています。
- 市民を対象とした調査結果によると、社会的孤立や引きこもりに関して地域ができることとして、「誰もが立ち寄れる居場所をつくる」を挙げた人が4割に上っています。
- 孤立しがちな人、課題を抱えて引きこもりがちな人も含め、誰もが生き生きとした生活を営めるよう、身近な地域での交流・社会参加を促進することが求められています。

《取り組み方針》

- 地域の人が気軽に立ち寄れる居場所づくりを進め、世代や分野を超えた交流を図るとともに、講座やイベントの実施など、より多くの人に利用してもらえるよう居場所の充実を図ります。また、誰もがその人らしく生き生きとした生活が送れるよう生きがいがづくりや社会参加の場をつくります。

《主な取り組み》

①だれもが気軽に集い、世代を超えた交流や専門職への相談ができる場をつくります。

取り組み例	担当課
・市内 11 地区で、民生委員・児童委員が身近な場所から子育てを支援する場である子育てサロンの運営を支援します。	健康福祉総務課
・子どもから高齢の方まで気軽に集える地域の居場所「ぷらっと」の運営を行います。「ぷらっと高座渋谷」では、市職員が相談に対してアドバイスをを行い、必要に応じて地域包括支援センターや他の専門機関につなげます。 ・認知症の方とその家族を中心に、専門職・ボランティアなどの市民が気軽に集い、交流できる「認知症カフェ」を開催します。	高齢福祉課
・市内 7 か所の認可保育所を「地域育児センター」として運営し、保育所入所児童と地域の児童との交流保育や高齢の方との世代間交流、保育士による育児相談などを行います。 ・親子が天候にかかわらず安心して過ごせる空間「屋内こども広場」を運営し、子どもの健やかな成長、子育て世帯の親子の交流の促進等を図ります。	ほいく課

*【フレイル】：加齢とともに運動機能や認知機能が低下してきた状態（心身的な虚弱の状態）。

取り組み例	担当課
・子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備することで、地域の子育て支援機能の充実を図るため、気軽に集え相談できる場として「子育て支援センター」や「つどいの広場（こどもーる）」を運営します。	こども総務課
・65歳以上の人を対象に、転倒予防、認知症等の介護予防に関する内容を盛り込んだレクリエーションを通じて身近な地域の人との交流を図る「ひまわりサロン」の運営を行います。	健康づくり推進課

【その他の関連する取り組み例】

- 介護者教室の開催（高齢福祉課）
- 地域活動支援センター「コンパス」の運営（障がい福祉課）

②子どもが安心できる地域の居場所をつくります。

取り組み例	担当課
・無料もしくは安価な料金で食事の提供等を行う「こども食堂」を実施する団体を支援することにより、子どもの「孤食」を減らすとともに、世代間交流や学習支援の場も含めた子どもにとって安心できる地域の居場所づくりと保護者への子育て支援を進めます。	こども・青少年課

③生きがいつくりや社会参加の場をつくります。

取り組み例	担当課
・高齢の方の閉じこもりや孤立を予防し、社会参加を促進することを目的に、地区社協が市内各所で開催する「ミニサロン」の運営を支援します。	高齢福祉課
・高齢の方の経験と能力を活かし、生きがいとして働く機会を提供している公益社団法人大和市シルバー人材センターの運営を支援します。	
・障がい者のスポーツ・文化活動の支援の一環として、神奈川県障害者スポーツ大会への派遣及び大会への同行支援を行います。	障がい福祉課
・単独での外出が困難な障がい者にガイドヘルパー [※] が同行し、主に余暇機会の提供を行います。	

【その他関連する取り組み例】

- ビタミンぷらざ（老人福祉センター）の運営（高齢福祉課）
- ゆめクラブ大和[※]の活動支援（高齢福祉課）

※ 【ガイドヘルパー】：移動介護従事者。身体障がい、知的障がいなどにより一人で外出するのが困難な障がい者に必要なサポートを行う介助者。

※ 【ゆめクラブ大和】：神奈川県における「老人クラブ」の愛称で、「ゆめクラブ大和」は「大和市老人クラブ連合会」の愛称。概ね60歳以上の方が、健康づくりや生きがいつくり、奉仕活動などに取り組んでいる団体。

《成果を計る主な指標》

成果指標	担当課	実績値 2017年度	中間目標値 2021年度	最終目標値 2023年度
ひまわりサロン利用者数（延べ）	健康づくり推進課	11,148人	11,598人	11,830人
こども食堂支援事業補助金の交付 団体数	こども・青少年課	4団体	5団体	6団体

【個別目標 8】 地域福祉活動団体との連携をすすめます

《現状と課題》

- 地域では様々な団体が福祉活動を行っています。地域で支え合う力を高めていくため、これらの団体同士が相互に連携し、ネットワークを強化していくことが必要とされています。
- 自治会、民生委員・児童委員、地区社協、社会福祉法人、専門職を対象とした各調査の結果によると、既に多様な連携が進んでいる状況が認められました。その一方で、地域課題の多様化、複雑化に伴い、連携相手や連携のあり方等に新たなニーズが生じている状況もみられます。地域課題の変化に対応した連携、ネットワークづくりを推進していくことが求められます。
- 民生委員・児童委員を対象とした調査の結果によると、民生委員活動に「とても負担に感じる」「やや負担に感じる」という人が6割以上にのぼる一方で、「とてもやりがいがある」「やりがいがある」という人も、ほぼ同じ割合にのぼっています。民生委員・児童委員のやりがいや安心を確保し、活動を継続させていくためにも、活動支援の充実が求められます。活動支援については、人材育成にとどまらず、情報提供、広報活動、さらには、専門職・専門機関によるバックアップ体制の確保や技術的支援など幅広く検討していくことが求められます。

《取り組み方針》

- 民生委員・児童委員や地域福祉の活動を行っている団体が、円滑に活動が行えるよう支援するとともに、担い手の確保に努めます。また、各団体と連携し、地域住民に対する支援制度の充実を図ります。

《主な取り組み》

- ①避難行動要支援者支援制度や、災害時における要配慮者の避難支援体制の整備について、自治会、民生委員・児童委員、地区社協など地域の支援者との連携を深め、取り組みを進めます。

取り組み例	担当課
<ul style="list-style-type: none">・災害時における避難行動要支援者の避難支援体制構築に向けて、平常時から自治会、民生委員・児童委員、地区社協の三者と要支援者の情報を共有し、実効性のある避難支援がなされるよう取り組みを進めます。・避難生活施設での集団生活が困難と認められる高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者に対する支援体制の整備を進めます。	健康福祉総務課

- ②民生委員・児童委員が円滑に活動を行えるよう支援するとともに、担い手の確保に努めます。

取り組み例	担当課
<ul style="list-style-type: none">・市民の身近な相談相手である民生委員・児童委員が、円滑に活動ができるよう推進体制を確保します。	健康福祉総務課

③地域福祉の活動を行っている団体への活動支援を行い、地域の支え合う力を高めます。

取り組み例	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・市社協が策定する地域福祉活動計画との連携を図り、公私協働による地域の支援力向上に取り組みます。 ・日常生活圏域を基盤に福祉活動を推進している地区社協の取り組みを支援します。 	健康福祉総務課
<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域を基盤に住民自治活動を推進している自治会や福祉活動を推進している団体などの取り組みを支援します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・大和市福祉推進委員会の活動支援を通じ、地域全体へ福祉の心の育成と啓発を図ります。 ・大和・綾瀬保護司会大和地区会及び大和市更生保護女性会の活動支援を通じ、地域住民に対し犯罪や非行のない地域づくりを呼び掛けるとともに、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りに協力してもらえるよう企業等に働き掛けを行います。 	

【その他関連する取り組み例】

- 大和市社会を明るくする運動推進委員会への支援（健康福祉総務課）
- 大和市赤十字奉仕団等への支援（健康福祉総務課）
- 大和市戦没者遺族会及び大和被爆者の会への支援（健康福祉総務課）

《成果を計る主な指標》

成果指標	担当課	実績値 2017年度	中間目標値 2021年度	最終目標値 2023年度
避難行動要支援者支援制度において地域で取り組む推進メンバーを決めている自治会の割合	健康福祉総務課	53.3%	62.9%	67.7%
民生委員・児童委員充足率	健康福祉総務課	99.3%	100%	100%